一　登録海技免状更新講習実施機関の名称
（変更前）ＭＯＬ　マリン＆エンジニアリング株式会社
（変更後）商船三井マリテックス株式会社
二　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称　一般社団法人日本海上交通安全協会
二　登録海技免状更新講習の種類
（変更前）航海、通信
（変更後）航海、機関、通信
三　変更年月日　令和７年七月十一日

登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般社団法人日本海上交通安全協会
（変更前）ＭＯＬ　マリン＆エンジニアリング株式会社
（変更後）商船三井マリテックス株式会社
二　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　一般社団法人日本海上交通安全協会
二　登録海技免状失効再交付講習の種類
（変更前）航海、通信
（変更後）航海、機関、通信
三　変更年月日　令和７年七月十一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上保安学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）校長　川上　誠
（変更後）校長　松浦あずさ
三　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）白幡　充
（変更後）杉山　秀樹
三　変更年月日　令和７年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上保安学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）校長　川上　誠
（変更後）校長　松浦あずさ
三　変更年月日　令和７年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）白幡　充
（変更後）杉山　秀樹
三　変更年月日　令和７年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）川上　誠
（変更後）松浦あずさ
三　変更年月日　令和７年四月一日

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和７年７月16日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的
令和７年７月の防災基本計画の修正等を受け、所要の修正を行った。
二　修正年月日
令和７年７月１日
三　修正の要旨
道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化、地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行、港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの増強と多様な主体との連携強化による被災自治体への新たな応援体制の構築等に関する所要の修正を行った。